~ひとごとではなく、「自分ごと」、「みんなごと」として市民・行政が協働!~ "みんなごと"のSDGs、レジリエント・シティ推進事業 まちづくりインターンプログラム

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

~ひとごとではなく,「自分ごと」,「みんなごと」として市民・行政が協働!~ "みんなごと"のSDGs,レジリエント・シティ推進事業 まちづくりインターンプログラム 業務委託

(以下「本業務」という。)

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 事業の趣旨

本業務は、主に定年退職前後の55歳から65歳の方々が新たな活躍の場を見つけるためのお手伝いをすることを通じて、まちづくり活動に興味・関心を持ち、実際に関わってもらうことを目的とする。これまでまちづくり活動を行われてこなかった方々に働きかけることで、どの程度が参加につながるか、どのような取組が効果的かを試行的な取組を通じて確認するものである。

業務を進める中で、まちづくりインターン*1プログラムを構築し、長年にわたり社会経験を積まれた多様な参加者と「まちづくり・お宝バンク」*2取組提案者及び各区・支所まちづくり活動団体とのつながりを促進し、まちづくり活動の裾野拡大につなげていく。

なお、本業務の実施に当たっては、「京都市の強みであり、宝である市民力・地域力をいかした京都ならではの取組」といった観点を取り入れ、独創的なプログラムを構築し、つながりの促進や京都市全体のまちづくり活動の活性化を図ること。

- ※1 まちづくりインターン:まちづくり活動団体への体験参加や見学のこと。ここでのまちづくり活動とは、まちを良くするための、住みやすいまちにするための自主的な活動、社会に興味を持って社会に関わる行動など、全ての地域、社会と関わる活動のことをいう。
- ※2 「まちづくり・お宝バンク」
 - ⇒ 京都市市政参加とまちづくりポータルサイト「みんなでつくる京都」 (https://tsukuru-kyoto.net/bank_index/)

4 委託内容

(1) 以下の「まちづくりインターンプログラム」の提供

ア まちづくりインターンプログラムの構築

定年退職前後の新たな活躍の場を必要とされる55歳から65歳の参加者が、①現在 と異なる新たな活躍の場を探すこと、②身に着けてきた自身の社会経験を活用できる場 を見つけることを目的として、以下のイ、ウ、エの要素を取り入れた2日間のまちづく りインターンプログラムを構築すること。

プログラムについては、お宝バンク提案者が受入団体として参画するもの及び各区・ 支所まちづくり活動団体が受入団体として参画するものを計4回×2日間実施すること。

※ 受入団体として参画するまちづくり活動団体は、受託者と協議のうえ本市が募集・ 選定する。なお、まちづくり活動団体の参画に謝礼等が必要となった場合は対応する こと。

イ ゲストスピーカーによる講演

参加者が新たな活躍の場としてまちづくり活動に興味を持ち、関わってみようと思えるような講演テーマを検討し、それに対応したゲストスピーカーを招き、講演を行うための各種調整を行うこと。

ウ 意見交換会

グループに分かれて意見交換を行う時間を設ける。そこでは、参加者とまちづくり団体の方が交流することで、まちづくり活動への興味・関心が抱けるようにする。同時に参加者が自身のやりたいことや社会経験などを見つめなおしながら、まちづくり活動において、自身で何ができるか、何をやってみたいかを表明できるような場とすること。

エ まちづくり団体とのマッチング

テーブルで話を直接聞いた団体への体験参加を促すことはもちろん,当日来ていない 団体の活動に関しても,可能な限り紹介し,参加者の見学・体験参加を促すこと。

- ※ 具体的なプログラムの構築は、本市と協議のうえ行うこと。
- (2) 「まちづくりインターンプログラム」の実施に関する広報媒体の制作
 - ※ 参加者の募集・受付等は本市が行う。

(3) 「まちづくりインターンプログラム」の効果検証

参加者と受入団体にアンケートやヒアリング等を行い、その情報を集計して取りまとめること。また、アンケート等から得られた情報を基に本プログラムの成果・課題等を分析し、今後の裾野拡大に向けた効果検証を行うこと。

(4) 市民フォーラムの開催

プログラムの活動報告や共有をパネルディスカッションの形で実施。プログラム参加者や,まちづくり活動に関心の高い市民等が参加し,参加の裾野を広げる。(開催時期:2月を想定)。

(5) 本事業の他の支援メニュー受託者及び区役所・支所等との連携

本業務を実施するに当たり、"みんなごと"のまちづくり推進事業の他支援メニュー (「まちづくり・お宝バンク」市民サポーター派遣など)の受託者及び区役所・支所等と 連携し、本業務がより効果的なものになるよう努めること。

(6) まちづくりインターンプログラムでの託児の実施

フォーラム等を開催する際に、託児の利用を希望する参加者がいる場合は、会場内で 託児を実施すること。

5 事業の開始

契約締結日から,「まちづくりインターンプログラム」の構築及び提供を順次開始すること。

6 業務終了報告書の提出

本業務終了後30日以内に,実施内容が分かる書類を添付のうえ,業務終了報告書を提 出すること。

7 本業務を実施するうえで留意する点

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。

協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後においても、同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受 託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。